

ID: 211

担当部署: 農政課

<b>処分の概要</b>	森林病虫害等の駆除・予防のための他人の土地への立入の許可		
<b>法令名 根拠条項</b>	森林法 第49条第6項		
<b>法令番号</b>	昭和26年法律第249号		
<b>【基準】</b>	法第49条第6項の規定による。 (立入調査等) 第49条 6 森林所有者等は、森林に重大な損害を与えるおそれのある害虫、獣類、菌類又はウイルスが森林に発生し、又は発生するおそれがある場合において、その駆除又は予防のため必要があるときは、市町村の長の許可を受けて他人の土地に立ち入ることができる。この場合には、第2項から前項までの規定を準用する。		
<b>標準処理期間</b>	15日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和3年7月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日